

長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりに資するため、老人の知識及び経験を生かした生きがいと健康づくりのための社会活動を行う市内の単位老人クラブ（以下「単老」という。）及び長野市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単位老人クラブ 老人クラブ活動等事業の実施について（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知）（別紙）老人クラブ活動等事業実施要綱の規定に基づき、又はこれに準じて組織された団体をいう。
- (2) 地区老人クラブ連合会 老人クラブの事業推進のため、市内の地区ごとに組織された単老の連合体をいう。
- (3) 老人クラブ連合会 市内の単老によって組織及び運営され、高齢者の社会活動を促進するため、単老及び地区老人クラブ連合会に対する育成事業及び高齢者の幅広い社会活動の促進のための諸事業を行うことを目的とする単老の連合体をいう。
- (4) 社会活動とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 社会貢献活動 単老が、単独又は他の団体と共同で、年間を通じて恒常的かつ計画的に行う活動で、別表第1に掲げるものをいう。
 - イ 社会参加活動 単老が、世代間の相互理解を促進し、老人の生きがいを高め、積極的な社会参加を推進する活動で、別表第2に掲げるものをいう。
 - ウ その他市長が必要と認める活動
- (5) 慶賀事業 地区老人クラブ連合会が実施する各種式典等を行う事業をいう。
- (6) 社会活動事業 地区老人クラブ連合会が実施する高齢者の幅広い社会活動の促進のための事業をいう。
- (7) 健康づくり事業 市老連が実施する高齢者の健康づくりを主たる目的とした健康づくりに関する実践活動、知識等の普及・啓発等を行う事業をいう。

(補助金の対象経費及び額)

第3 補助金を交付する対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 規則第3条に規定する申請書は、単老については長野市老人クラブ活動促進

事業補助金交付申請書（様式第1号）、市老連については長野市老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付申請書（様式第1号の2）によるものとする。

- 2 単老が提出すべき規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 老人クラブ事業計画書
 - (2) 老人クラブ歳入歳出予算書
 - (3) 老人クラブ登録票
 - (4) 老人クラブ会員名簿（長野市老人クラブ連合会へ加入している老人クラブにあっては、老人クラブ登録票をもって代えるものとする。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 市老連が提出すべき規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 歳入歳出予算書
 - (3) 前年度の決算書
 - (4) 役員名簿及び規約
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 前3項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。
（補助事業の内容変更等）
- 第5 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき、単老については長野市老人クラブ活動促進事業変更承認申請書（様式第2号）、市老連については長野市老人クラブ連合会活動促進事業変更承認申請書（様式第2号）
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 単老については長野市老人クラブ活動促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）、市老連については長野市老人クラブ連合会活動促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
（実績報告）
- 第6 規則第9条に規定する実績報告書は、単老については長野市老人クラブ活動促進事業実績報告書（様式第4号）、市老連については長野市老人クラブ連合会活動促進事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。
- 2 単老が提出すべき規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 老人クラブ事業実績報告書
 - (2) 老人クラブ歳入歳出決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市老連が提出すべき規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 老人クラブ連合会事業実施報告書
- (2) 老人クラブ連合会歳入歳出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 前3項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付請求書(様式第5号)又は長野市老人クラブ活動促進事業補助金概算払請求書(様式第6号)によるものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成8年5月8日長野市告示第110号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長野市老人クラブ社会奉仕活動等促進事業補助金交付要綱(昭和60年4月1日制定)

(2) 小規模老人クラブ補助金交付要綱(昭和46年4月1日制定)

附 則(平成13年4月16日長野市告示第136号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成14年5月10日長野市告示第205号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日長野市告示第224号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日長野市告示第247号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱の規定に基づき存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則(令和3年12月27日長野市告示第650号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表第1（第2関係）

区 分	活 動 内 容
<p>1 清掃美化活動</p> <p>(1) 道路、公園、児童遊園、駅前広場等</p> <p>(2) 歩道橋、バス停留所等</p> <p>(3) 地下道、小河川、側溝等</p> <p>(4) 地域公民館、公会堂、老人憩の家等</p> <p>(5) 史跡、寺社（国、県及び市の文化財に指定されているものに限る。）</p> <p>(6) その他</p>	<p>清掃、除草、樹木の手入れ、除雪、空き缶拾い等</p> <p>清掃、除雪等</p> <p>清掃、空き缶拾い等</p> <p>清掃、障子張り、除草、落書き消し等</p> <p>清掃、除草、空き缶拾い等</p> <p>花壇、フラワーポット等の設置又は管理、植樹、雑きん作製（公共施設へ寄贈するもの）、その他市長が特に必要と認めるもの</p>
<p>2 訪問活動</p> <p>(1) 独り暮らし老人又は寝たきり老人</p> <p>(2) 母子家庭又は父子家庭</p>	<p>食事サービス、話相手、手伝い（介護、掃除、洗濯、除草、除雪）等</p> <p>手伝い、児童の保育等</p>

別表第2（第2関係）

区 分	活 動 内 容
<p>1 伝承活動</p> <p>(1) わら細工（竹、藤、あけび等）</p> <p>(2) 遊び</p> <p>(3) 生活の知恵</p> <p>(4) 後継者の育成</p> <p>(5) その他</p>	<p>しめ縄、草履、わらじ、縄その他工芸品の作製技術の伝承</p> <p>たこ、こま、お手玉、竹馬等の作製及び遊び方の伝承</p> <p>漬物、育児、障子張り等の技術及び知識の伝承</p> <p>神楽、木やり歌、獅子舞等の技術の伝承 伝説、童歌等の伝承その他地域に代々継承しているものの伝承</p>
<p>2 交流活動</p> <p>(1) スポーツ又はレクリエーション</p> <p>(2) 対話集会</p> <p>(3) その他</p>	<p>ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ソフトバレー、卓球、ハイキング等</p> <p>座談会、話し合い等</p> <p>餅つき大会等</p>
<p>3 社会参加促進活動</p> <p>(1) 教養の向上</p> <p>(2) スポーツ振興</p>	<p>高齢者学級、講習会、研修活動、詩吟、会報の編集等</p> <p>ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ペタンク、いきいきクラブ体操、社交ダンス、レクリエーションダンス、健康体操、健康相談等</p>
<p>4 その他市長が認めるもの</p>	

別表第3（第3関係）

補助対象事業	補助対象経費及び補助金の額							
老人クラブ活動促進事業	<p>第2第4号に規定する社会活動を行うために要する経費で会員割額に社会活動割額を加算した額</p>							
① 会員割額								
<p>次の表のとおりとし、第4第2項第3号に規定する老人クラブ登録票に記載された会員数に応じた額とする。</p>								
会員数（人）		会員割額（円）		会員数（人）		会員割額（円）		
29以下		18,400		70以上 99以下		49,500		
30以上39以下		32,000		100以上149以下		53,300		
40以上49以下		38,900		150以上		57,400		
50以上69以下		46,400						
② 社会活動割額								
<p>次のアからエまでの表に掲げる額を合算した額とする。ただし、30,000円を限度とする。</p>								
<p>ア 別表第1の清掃美化活動の実施日数と別表第2の伝承活動及び交流活動（以下「世代間交流活動」という。）の実施日数を合計した日数に応じた額</p>								
日数	1～4	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～	
額 (円)	3,000	4,000	6,000	8,000	10,000	11,000	12,000	
<p>イ 別表第1の清掃美化活動の参加人数と別表第2の世代間交流活動の参加人数を合計した延べ人数に応じた額</p>								
人数	1～49	50～99	100～199	200～299	300～399	400～		
額 (円)	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000		
<p>ウ 別表第1の訪問活動実施日数に応じた額</p>								
日数	1～11	12～19	20～49	50～79	80～149	150～		
額 (円)	1,000	3,000	5,000	8,000	9,000	10,000		

エ 長野市老人クラブ連合会の実施する社会活動へ参加したクラブについて、その会員数に応じた額

会員数	1～24	25～49	50～69	70～99	100～149	150～
額 (円)	6,000	7,000	8,000	11,000	13,000	15,000

市老連活動促進事業

市老連の事業に対する経費で、次に掲げるもの

① 単位老人クラブ等育成事業

ア 基準額 240,000円

イ 加入会員割 100円×加入会員数

ウ 単老及び地区老人クラブ連合会育成事業を実施するのに必要な賃金で予算に定める額

エ 市老連から慶賀事業及び社会活動事業に対して助成する額のうち予算に定める額

② 健康づくり事業

健康づくり事業に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役員費、委託料、使用料及び賃借料で、予算に定める額